

社会福祉法人栄光会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄光会（以下「当法人」という。）の理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬を支給する業務の種類)

第2条 役員等に報酬を支給する業務は次の各号に定めるところとする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の額の算定方法)

第3条 前条各号の業務に対する報酬は、日額金 5,157 円（源泉徴収税額控除前）とする。

(支給の方法)

第4条 役員等に対する報酬は、第2条各号の業務を行った都度支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

1. この規程は令和元年6月12日から施行する。